

第26回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月29日（月）午後2時00分から午後2時41分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（23名）

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	17番	黒田	龍司
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 20番 佐久間博孝

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 令和4年度十勝農業委員会連合会臨時総会について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

第3号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

第7号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
農地振興係主査	高坂 花織
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第26回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。 議事録署名委員に5番西田委員、6番中村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、20番佐久間委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「令和4年度十勝農業委員会連合会臨時総会について」を議題といたします。 私から報告いたします。
会長	今月10日にWeb会議にて、「十勝農業委員会連合会臨時総会」が開催され、私と事務局長が出席いたしました。 議題は、「十勝農業委員会連合会役員の補充選任について」及び「一般社団法人北海道農業会議常設審議委員候補者の推薦について」の人事案件2件でありました。 十勝農委連役員の補充役員の選任につきましては、会長でありました帯広市の中谷会長が辞されたことに伴い、各ブロックから選出された選考委員により、新しい会長に帯広市の吉田会長が指名推薦され、決定されました。 なお、副会長以下役員につきましては、全員留任となっております。 また、北海道農業会議常設審議委員候補者の推薦であります。帯広市の中谷会長の辞任に伴い、後任として帯広市の吉田会長を候補者として推薦することに決定いたしました。 以上、報告とさせていただきます。
議長	報告第1号について、ご質疑ございませんか。

議長	(発言なし) 質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第2号の説明をいたします。
事務局	報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、[REDACTED] ほか、計13法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。 案件は、議案書1ページの令和3年9月22日に許可をした1件でございます。 今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。

事務局	報告第4号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は、議案書2ページ及び3ページの、今月17日に町公社が利用調整を行った2件であります。 内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長	次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第1号1番から8番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第1号1番から8番について、議案書をもとに朗読】 1番から7番の案件は借換えのため、8番は返還のため解約するものです。 農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。お諮りいたします。 議案第1号1番から8番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号1番から8番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
議長	次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議案第3号1番、2番につきましては松本委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(22番 松本委員退席)

議長

それでは、議案第3号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

賃借権。

【議案第3号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は松本委員であります。議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第 3 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 3 号 1 番、2 番は原案のとおり決定いたしました。

(22 番 松本委員着席)

議長 次の議案第 3 号 3 番、4 番につきましては、小林委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(2 番 小林委員退席)

議長 それでは、議案第 3 号 3 番、4 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 3 番、4 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 2 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は小林委員であります。議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。

これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

(2番 小林委員着席)

議長

次の議案第3号5番、6番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長

それでは、議案第3号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番、6番は原案のとおり決定いたしました。

(19番 渡邊委員着席)

議長

次に、議案第3号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番、8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

所有権に移ります。

【議案第3号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段のとおりに、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、今年7月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和元年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

使用貸借権。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

賃借権に移ります。

【議案第4号2番から7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。まず、1番の案件は、経営の法人化に伴う使用貸借、次の2番から7番の案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

また、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号8番、9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第4号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号8番、9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号10番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。この案件は、今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅等建設を目的とする転用であります。

農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。

なお、当該案件については農振法の決定をもって許可することとします。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番説明いたします。この案件は、今年6月に高野委員、渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地に影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。

なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく、審議を求めます。

【議案第6号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、砂利採取を目的とする転用であります。

農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから4ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号1番、2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号3番について、議案書をもとに朗読】

3番の案件は、資材等置場の造成を目的とする転用であります。

なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。

【議案第6号4番について、議案書をもとに朗読】

4番の案件は、農家住宅等建設を目的とする転用であります。

農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表7ページから8ページに記載されているとおりでございます。

なお、当該案件については、農振法の決定をもって許可することとします。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。3番の案件は、今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、4番の案件は、今年6月に棚委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、作業場等の造成を目的とする転用であります。

なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表9ページから10ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号6番について、議案書をもとに朗読】

6番の案件は、農家住宅等建設を目的とする転用であります。

農地区分は第1種農地であります。第1種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表11ページから12ページに記載されているとおりでございます。

なお、当該案件については、農振法の決定をもって許可することとします。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、今年6月に棚委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

	以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第6号6番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。 議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1番	1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明するものであります。今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第7号2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第7号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番

2 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に帰山委員、湯佐委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第7号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番

16 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第7号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第26回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。